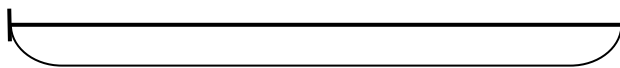


国債金利上乗せ定期預金〔自由金利型定期預金（単利型）〕

(2021年4月1日現在)

1. 商品名と概要	国債金利上乗せ定期預金
2. ご利用いただける方	個人のお客さま 対象条件 ①個人向け国債を1,000万円以上新規でご契約いただいた方が対象となります。 ②個人向け国債のご購入金額と同額まで預入いただけます。 ③個人向け国債と定期預金の同日でのお申込みが必要となります。 ④個人向け国債満期償還金および定期預金満期金での預入も可能です。 ※満期前の定期預金の中途解約金からの預替えはできません。 (自動継続の場合は1度でも満期日を跨いでいることが条件となります。)
3. 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・預入期間1年 ・お預け入れ時に元金継続または元利継続をお選びいただけます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>◇ 期間の考え方</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>預入日 2/29</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>満期日 1年後の2/28</p> </div> </div>  <p>※上記例のとおり、月末等のお預け入れで応答日（預入日と同じ位置を占める日）がない場合の満期日はその月の末日となります。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・「国債金利上乗せ定期預金」としての金利上乗せ幅のお取り扱い、初回の満期日までとなり、自動継続後は通常の定期預金としてお取り扱いいたします（自動継続後は満期日の店頭表示金利が適用となります）。
4. お預け入れ	(1)お預け入れ方法 <ul style="list-style-type: none"> ・一括してお預け入れいただきます。 (2)お預け入れ金額 <ul style="list-style-type: none"> ・1,000万円以上（1円単位） ※個人向け国債の新規購入金額の範囲内となります。
5. 払い戻し方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に元金とお利息を払い戻しいたします。

<p>6. 利 息</p> <p>(1) 適用金利</p> <p>(2) 利払い方法</p> <p>(3) 計算方法</p>	<p>お預け入れ時の自由金利型定期預金（大口定期預金）の店頭表示金利に上乗せした金利を満期時まで適用します。</p> <table border="1" data-bbox="576 300 1190 456"> <tr> <td style="text-align: center;">金利上乗せ幅</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">店頭表示金利+年 0.10%（※）</td> </tr> </table> <p>※金利上乗せ適用期間は 2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までとなります。 金利上乗せ幅は当初お預け入れ期間のみの適用となります。自動継続後の金利は自動継続した日における店頭表示金利となり、金利上乗せは適用されません。 金利上乗せ幅等は、金利情勢により見直す場合があります。</p> <p>※他の金利上乗せ定期預金との重複適用はできません。</p> <p>・単利型となります。 ・満期日以後に一括して利払いいたします。</p> <p>・付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算を行います。</p>	金利上乗せ幅	店頭表示金利+年 0.10%（※）
金利上乗せ幅			
店頭表示金利+年 0.10%（※）			
<p>7. 税 金</p>	<p>20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%・地方税 5%） *復興特別所得税が付加されることにより、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの 25 年間で、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。</p>		
<p>8. 手数料</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>		
<p>9. 付加できる特約条項</p> <p>当座貸越</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越(残高がマイナスになること。当座貸越といいます。)を利用することができます。 ・総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金もご利用の場合は合算します）の 90%（千円未満切り捨て）または 300 万円のうちいずれか少ない金額とします。 ・貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に年 0.50%を上乗せした利率となります。なお担保預金が複数ある場合は定期預金利率の低い方から適用されます。 		
<p>10. 満期日前解約(中途解約)の取り扱い</p>	<p>・満期日前に解約（中途解約）する場合は、別表の中途解約利率（小数点第 4 位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻しいたします。</p>		
<p>11. 預金保険制度</p>	<p>・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内(1 預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本 1,000 万円までとその利息)で保護されます。</p>		
<p>12. 金利情報の入手方法</p>	<p>・店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。窓口にお問い合わせください。 【中央労働金庫ホームページ https://chuo.rokin.com】</p>		

<p>13. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）</p>	<p>・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【お問い合わせ窓口：お客様相談デスク】 0120-86-6956 受付時間 平日 午前9時～午後6時</p> <p>【苦情相談窓口：お客様サポート】 0120-851-581 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>なお、当金庫の相談・苦情等への対応については、「相談・苦情等に対する取組の概要」を公表しておりますので、窓口にてお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p>
<p>14. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）</p>	<p>・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話 03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫「お客様サポート」または下記ろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>・また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫「お客様サポート」またはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>

中央労働金庫

【別表：中途解約利率】

		1年もの
中途解約日までの実際のお預け入れ期間	6か月未満	普通預金利率または約定利率×30%のいずれか低い利率
	1年未満	約定利率×50%
	1年6か月未満	—
	2年未満	—
	2年6か月未満	—
	3年未満	—

※「普通預金利率」とは、中途解約日における利率